

短期大学基準協会 認証評価要綱等の改定について

平成29年8月25日(金)



Japan Association for College Accreditation

○改定の事由等

・学校教育法等の改正

・学校教育法百十条第2項に規定する基準を適用するに際して
必要な細則を定める省令の一部を改正する省令
(平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行)

認証評価機関の評価基準における共通項目の追加

- ・卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること
- ・教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
重点的に認証評価を行うこと

設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「是正意見」「改善意見」が付された大学については、当該意見に対して講じた措置を把握することとしていること

・評価の質の向上

- ・認証評価機関の自己点検・評価の義務化
自己点検・評価に取り組み公表することが必要
 - ・評価機関におけるフォローアップ
改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再評価を行うよう努めるものとする
 - ・評価における社会との連携
評価のプロセスの段階でステークホルダーの視点も取り入れ幅広い視野に立った評価とすることが重要
- (留意事項として)
- ・評価の効率化 内部質保証の機能に関する評価が高い場合、次回評価の弾力化
 - ・教育の質的転換を促進するため、学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと
 - ・評価の過程に、高等学校、地方公共団体等からの意見聴取に取り組むこと
- ・各大学等の負担軽減のため、他の評価における教育研究に関する評価資料等も活用
(大学ポートレートの活用)

関係法令

学校教育法(抄)

(認証評価機関)

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 二 認証評価の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 三 第四項に規定する措置の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。
- 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
- 六 その他認証評価の公正かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

4～6 (略)

学校教育法施行規則(抄)

百七十条 学校教育法第一百条第三項に規定する細目は、学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の定めるところによる。

Japan Association for College Accreditation

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(抄)

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準に、それぞれ適合していること。
 - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
 - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
 - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査並びに高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。
 - 五 認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教員組織に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - ニ 施設及び設備に関すること。
 - ホ 事務組織に関すること。
 - ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - リ 財務に関すること。
 - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
 - 二 前号子に掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。
 - 三 設置計画履行状況等調査(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十四条に規定する調査をいう。)の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。

5

Japan Association for College Accreditation

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(抄)

- 3 第一項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
- 一 教員組織に関すること。
 - 二 教育課程に関すること。
 - 三 施設及び設備に関すること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第二条 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。
- 五 法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条～第五条 (略)

6

○ 認証評価要綱等の主な変更点

1. 「第三者評価」を「認証評価」に変更

2. 「3. 短期大学評価基準」に以下を記述

- ・内部質保証を重点評価項目に
- ・三つの方針について、一貫性・整合性あり具体化されているか
- ・自己点検・評価の過程に高等学校等関係者の意見を取り入れているか を評価
- ・選択的評価基準は4基準に

4基準12テーマ33区分163観点 ← 4基準12テーマ29区分162観点

3. 判定等について

- ・「適格」「不適格」「保留」とし、「適格」の判定において、基準の一部に問題が認められる場合には、改善意見を付すことがあるとした
- ・「中断」については、「保留」の中で扱うこととした
- ・「保留」の判定を受け、再度、判定に至らない場合は「不適格」とした
- ・改善意見が付された場合、指定する期日までに報告書を提出し、改善意見に対する評価を受ける必要がある
改善状況については公表(再度、改善意見が付されることがある)

○ 認証評価要綱について

1. 短期大学基準協会が行う認証評価

- ・判定は、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できるか否か

2. 目的と基本方針

・目的

- ・短期大学がその主体的な改革・改善を通して、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援

・評価の基本方針

・短期大学評価基準に基づく評価

評価基準を満たしているか否かで評価

・短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価

評価基準による評価と対話を中心としたピア・レビューを通じてそれぞれの短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価を併せて実施

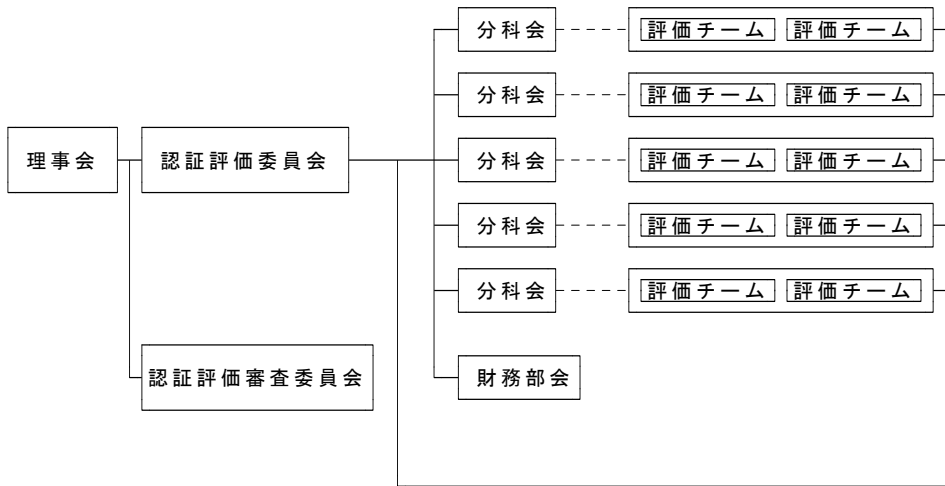
3. 短期大学評価基準

- ・短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図る、内部質保証を重点評価項目とし
- ・学習成果を獲得させるための三つの方針について、一貫性、整合性があるものとして策定され、具体化されているか
- ・自己点検・評価の過程において高等学校等関係者の意見を取り入れているか、 について評価
- ・第2評価期間の選択的評価基準(教養教育、職業教育及び地域貢献の取り組みについて)については、すべての短期大学でその取り組みが求められることから、短期大学評価基準の中に取り入れた

4. 認証評価の特色

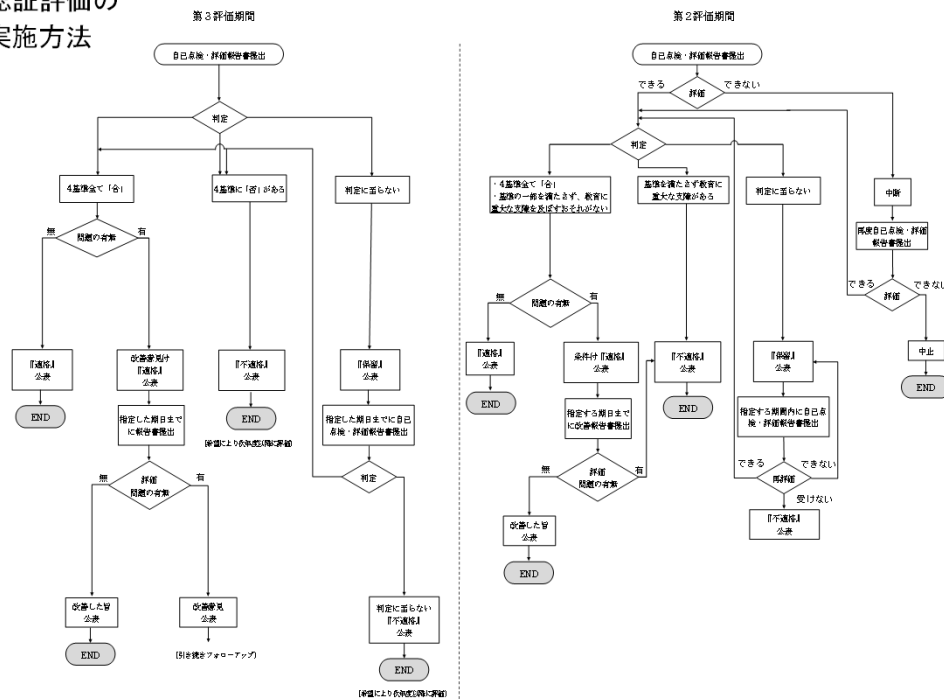
- ・自己点検・評価に基づく評価
評価は自己点検・評価活動に基づく判定を基礎としピア・レビューを実施
 - ・評価
判定・・・「適格」、「不適格」、「保留」
(第2評価期間の「条件を付した適格」の判定は無い)
 - 三つの意見・・・特に優れた試みと評価できる事項
向上・充実のための課題
早急に改善を要すると判断される事項
- ※評価の中断は「保留」の中で扱うこととした。

5. 認証評価の実施体制



6. 認証評価の実施方法

判定までのフロー図



7. 異議申立て及び意見申立ての機会

評価の公平性の確保の観点から評価結果について内示を行い、異議申立て及び意見申立ての機会を設ける

評価校は、30日以内の申し出

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 異議申立て・・・認証評価審査委員会で審査 | → 理事会に報告 |
| 意見申立て・・・認証評価委員会で審議 | → 認証評価審査委員会、
理事会に報告 |

8. 認証評価結果の公表

機関別評価結果については、ウェブサイトの利用等により公表

9. 認証評価の申込み及びスケジュール等

- ・申込み・・・評価を希望する前年度の7月末まで
- ・取下げ・・・評価を受ける年度の6月末日まで(第2評価期間は10月末)

評価手数料の返還について

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 評価を受ける前年度3月末日まで | 徴収しない |
| 評価を受ける年度の4～6月まで | 1/2を返還 |
| ” | 7月以降..... 原則返還しない |

10. 保留の判定を受けた場合の取扱い

機関別評価結果が「保留」と判定された場合、指定した期日までに評価を受ける必要がある

- ・評価は「適格」又は「不適格」と判定
(第2評価期間は「適格」「不適格」「保留」)
- ・再評価を受けない場合等は「不適格」

11. 「適格」に改善意見を付された場合の取扱い

- ・指定した期日までに報告書を提出し評価を受ける必要がある
 - 問題の改善が見られる場合 → その旨を公表
 - 〃 改善が見られない場合 → 再度改善意見を付しその旨を公表

12. 認証評価結果の再判定

- ・「適格」と通知した後に、以下のおそれがある場合は、認証評価委員会において調査を実施

- ①4基準を満たさない
- ②自己点検・評価報告書に虚偽記載がある
- ③重大な法令違反がある

調査の結果、該当事項があると認められる場合には、「不適格」と再判定し、当該短期大学に通知し公表

13. 認証評価システムの改善

- ・評価システム全体にわたり改善
- ・関係者の意見等を踏まえ、評価方法等を見直し

14. 認証評価に係る手数料の額等（消費税別）

- ・会員校 130万円
- ・非会員校 130万円＋7年分の会費相当額（第2評価期間は340万円）

保留等により評価を受ける場合の手数料の額

- ・会員校 130万円
- ・非会員校 190万円

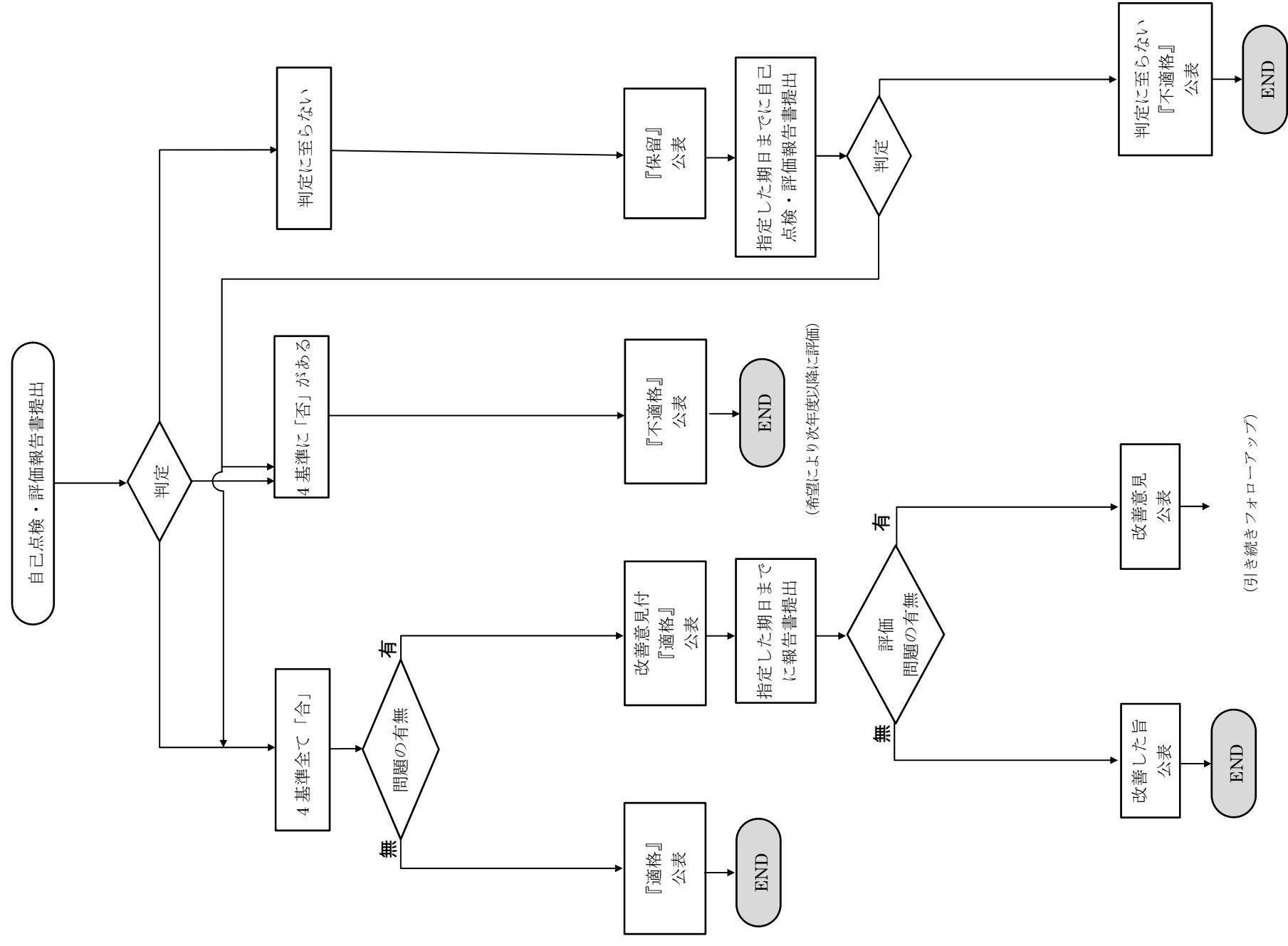
Japan Association for College Accreditation

ご清聴ありがとうございました。

一般財団法人短期大学基準協会

事務局長 松ヶ迫 和峰

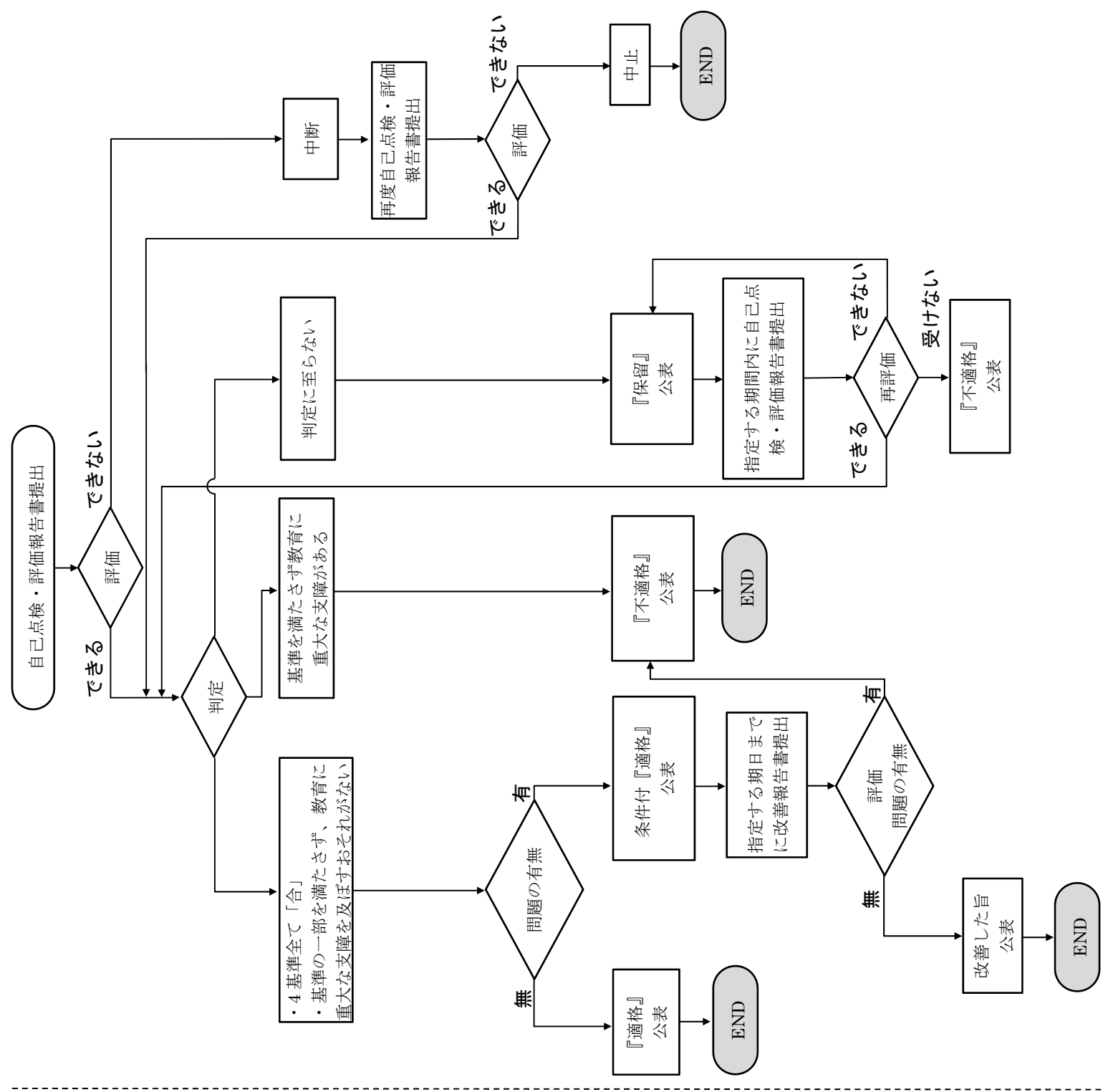
第3評価期間



(引き続きフォローアップ)

(希望により次年度以降に評価)

第2評価期間



(引き続きフォローアップ)

(希望により次年度以降に評価)